

規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第三十号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第三項中「介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する二時間（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該」を「育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、一日につき」に改め、「」を削り、「範囲」を「範囲内」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（三歳に満たない子を養育することを申し出た学校職員に対する意向確認等の期間）

第十九条の二 条例第十八条の二第二項の県教育委員会規則で定める期間は、同項に規定する学校職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの期間とする。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。